米国特許の判例紹介 2020.10.12 CAFC 判決

(GENENTECH, INC. v. ANDREI IANCU)

2020年10月12日

特許業務法人 **HARAKENZO**WORLD PATENT & TRADEMARK

第1. 事件の概要

GENENTECH, INC. v. ANDREI IANCU 事件 (Fed. Cir No. 2019-1263, 2019-1267, Decided: March 23, 2020)

アントラサイクリン誘導体の非存在下で、抗 ErbB2 抗体 (ハーセプチンなど) とタキソイドとを投与することにより、乳癌などの Her2 (erbB2 遺伝子によってコードされる) の過剰発現を特徴とする疾患を治療する方法に関する米国特許第7,846,441 (441 特許) 等について、IPR で特許性が争われた事件の米国連邦巡回控訴裁判所 (CAFC) の判決。CAFC は、特許権者が審査過程で行った OA 応答内容と矛盾するクレーム解釈は認められない旨を判示。

<441 特許の Claim 1>

- 1. A method for the treatment of a human patient with a malignant progressing tumor or cancer characterized by overexpression of ErbB2 receptor, comprising administering a combination of an intact antibody which binds to epitope 4D5 within the ErbB2 extracellular domain sequence and a taxoid, in the absence of an anthracycline derivative, to the human patient *in an amount effective to extend the time to disease progression in said human patient, without increase in overall severe adverse events*.
- この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長弁理士黒田敏朗(大阪本部在籍)TEL: 06-6351-4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。 当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製·転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。 是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト>:http://www.harakenzo.com

<商標専門サイト> :http://trademark.ip-kenzo.com

<意匠専門サイト> :http://design.ip-kenzo.com

<弊所法務部 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment

<広島事務所 facebook> :https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。